

今回のわが国のコロナ経済対策で、家計への緊急支援策である「生活支援臨時給付金」の概要をみるにつけ、内容の複雑さやわかりにくさ、給付スピードの遅さや手間など、いかにわが国のセーフティーネットがデジタル対応していないのかを思い知らされる。

わが国で2016年1月から、莫大な予算を投じて住基ネットと連動させて構築された社会保障・税番号（マイナンバー）制度は、その用途を税務と社会保障（さらには災害など）に限定し、公平・公正な課税や社会保障負担・給付の公平化・効率化に活用される。しかし、今回のような緊急時の給付には、全くといってよいほど活用されていない。今こそ番号の活用を議論し、活用に向けての制度を構築するチャンスではないだろうか。

欧米では、新型コロナウイルス問題への対応として、すばやい給付が行われている。米国では、トランプ大統領が経済対策法を署名して2～3週間で、IRS

から各人の口座に原則申請なしで、所得に応じて遡減する給付金が振り込まれる。IRSが納税者の口座を番号（社会保障番号）で管理し給付（還付）するインフラが整っているからできる。

英国では、ユニバーサル・クレジット（給付付き税額控除）の下であらゆる社会保障給付と税負担がほぼリアルタイムで把握され、貧困対策・子育て支援としての給付が行われている。ジョンソン政権は、このインフラを活用して、困窮者やフリーランスに一定金額を直接給付する。米国同様、原則申請をしなくても、政府が見つけ出して対象者の口座に振り込むのである。ここでも、国民の所得情報や銀行口座を番号で把握し社会保障とつなげるインフラが整っている。

ではなぜわが国ではこのような制度が構築さ

れていないのか。最大の原因は、政府の構想力の欠如にある。実は、税と社会保障を結び付けて国民のセーフティーネットを構築するという議論は麻生政権時に行われた。2007年11月の税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」をみると、「給付付き税額控除」の議論について以下の記述がある。

「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わせられた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討

してはどうかという議論がある。……若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。……国民の安心を支えるため……議論を行っていくことには意義がある」としつつ、課題として「正確な所得の捕捉方法」を挙げ、今後「議論が進められていく必要がある」と。

その後、2009年の税制改正法附則104条に、給付付き税額控除の検討が書き込ま

れたが、直後に民主党に政権交代した。今度は民主党が「所得控除から給付付き税額控除へ」とマニフェストに書き、社会保障・税一体改革法に、消費税の逆進性対策として明記した。その際の課題も、「正確な所得の把握」であった。

そして、2016年に番号が導入され、正確な所得把握の条件は整った。しかし政権交代後の自公政権は、給付付き税額控除の検討を行わず、軽減税率を導入した。番号の導入という絶好のチャンスがありながら、それを活用したセーフティーネットの構築は行われなかったのである。

今回番号法を手直しし、緊急的な給付については、番号の活用が可能になる法律改正を行い、デジタル時代におけるセーフティーネットの構築を行う必要がある。政府の構想力が問われている。

連載

第  
158  
回

構築を怠ったデジタル時代の  
セーフティーネット

# 税制之理

ことわり

森信茂樹  
東京財団政策研究所研究主幹